

資料編

- 1 桜川市環境基本条例
- 2 桜川市環境審議会設置条例
- 3 基本計画策定の経過
- 4 桜川市環境審議会委員名簿
- 5 桜川市環境基本計画策定委員会委員名簿
- 6 用語解説

資料 1 桜川市環境基本条例

平成 19 年 3 月 23 日

条例第 3 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）
- 第 2 章 環境基本計画（第 7 条—第 8 条）
- 第 3 章 市が講じる環境保全のための施策（第 9 条—第 16 条）
- 第 4 章 市民等の参加及び協働による環境保全への取り組み（第 17 条—第 22 条）
- 第 5 章 地球環境保全の推進（第 23 条—第 24 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、池沼や河川と八溝山系の緑に恵まれた本市の環境保全について基本理念を定め、桜川市（以下「市」という。）、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、その施策を総合的かつ計画的に推進することにより、市民の現在及び将来にわたり恵み豊かな環境において、健康で安全な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

（２）地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化、又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体若しくはその広範囲な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

（３）公害 環境保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚染（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及び生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第 3 条 環境保全は次に掲げる基本理念（以下「基本理念」という。）に則り推進されなければならない。

（１）健康で恵み豊かな環境が市民の安全で快適な生活に欠くことができないものであることに鑑み、これを将来に渡って維持し、向上させ、かつ、現在及び将来の世代の市民が環境の恩恵を享受することができるよう積極的に推進すること。

（２）人と自然が共生することができる恵み豊かな環境を確保するために、樹林、農地、水辺等における多様な自然環境を有効に活用しつつ保全し、環境への負荷が少ない、継続的に発展することができる社会の構築を目指すこと。

(3) 市、市民及び事業者がその事業活動及び日常生活において環境の保全に対して優先的に配慮しそれぞれの責務に応じた役割分担の下に、協働によってこれに取り組むこと。

(4) 地球環境保全が人類共通の極めて重要な課題であることから、市、市民及び事業者が地球環境保全を自らの問題としてとらえ、国際的な連携及び協力の下に推進すること。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念に則り、環境の保全についての総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

2 市は基本理念に則り、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、環境への負荷の低減その他の環境保全の活動実施に、積極的に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に則り、その日常生活に伴う廃棄物の排出制御、騒音の発生防止及び、屋外燃焼行為の自粛等による環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念に則り、環境の保全に自ら務めるとともに、市が実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に則り、その事業活動を行うにあたっては、これに伴う煤煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を未然に防止し、又は自然環境を良好に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念に則り、自らの責任と負担において、その事業活動に伴って生じる廃棄物の発生を制御し、再利用を図ることにより、その減量に努めるとともに、廃棄物を適正に処理する責務を有する。

3 事業者は、基本理念に則り、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うにあたってその事業活動に係るその他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念に則り、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全に自ら務めるとともに、市が実施する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境基本計画

(環境基本計画)

第7条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、環境の保全に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の大綱について定めるものとする。

3 市長は、基本計画を定めるにあたっては、あらかじめ市民及び事業者の意見を反映するための必要な措置を講じるとともに、桜川市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(計画の実施等)

第8条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するにあたっては、各種の施策相互の連携を図りつつ環境基本計画に基づき総合的かつ計画的に行わなければならない。

第3章 市が講じる環境保全のための施策

(公害の防止等)

第9条 市は、市民の健康の保護及び生活環境の保全のため、公害の防止に関し必要な措置を講じなければならない。

2 市は、前項に定めるもののほか、市民の健康又は生活環境を損なうおそれのある廃棄物の排出、騒音の発生、化学物質等による大気汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染等による環境の保全上の支障を防止するため、必要な措置を講じなければならない。

(自然環境の保全)

第10条 市は、樹林、農地、水辺等における多様な自然環境を良好な状態に保全するよう努めるとともに、野生動物の生息又は生育に配慮し、生態系の多様性の確保に努めなければならない。

(資源の循環的利用等の促進)

第11条 市は、環境への負荷への低減を図るため、廃棄物の処理の適正化を推進するとともに、市民及び事業者による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの適切かつ有効な利用が促進されるよう必要な措置を講じるものとする。

(規制の措置)

第12条 市は、環境保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講じるものとする。

(監視、測定等の体制の整備)

第13条 市は、環境の状況を的確に把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するため、必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(調査、研究等の推進)

第14条 市は、環境の保全に関する情報の収集に努めるとともに、科学的な調査及びそれらの成果の普及に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第15条 市は、環境の保全を図るための広域的な取り組みを必要とする施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(環境影響評価の推進)

第16条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他に類する事業を行う事業者がその事業の実施にあたりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講じるものとする。

第4章 市民等の参加及び協働による環境保全への取り組み

(情報の提供及び市民等の意見の反映)

第17条 市は、環境の状況その他の環境の保全に関する情報を提供するよう努めるとともに、環境の保全に関する施策に市民及び事業者の意見を反映させるために必要な措置を講じるものとする。

とする。

（市民及び事業者との連携）

第18条 市は、環境の保全に関する施策を効果的に推進するため、市民及び事業者の参加及び協力を求める等これらの者との連携に努めるものとする。

2 市は、市民及び事業者と協力して、環境の保全に関する活動を積極的に推進するための体制の整備に努めるものとする。

（環境の保全に関する教育、学習等）

第19条 市は、環境保全に関する教育及び学習の振興、啓発活動の充実により、市民及び事業者が環境保全についての理解を深めるとともに、これらに関する活動が自発的に展開できるようにするため、必要な措置を講じるものとする。

（市民及び事業者の自発的な活動の支援）

第20条 市は、市民及び事業者が自発的に行う緑化活動、再生資源の回収に係る活動その環境の保全に関する活動が自発的に行えるようにするため、必要な支援措置を講じるものとする。

（経済的措置）

第21条 市は、市民及び事業者が環境への負荷の低減を図るために行う施設の整備、研究開発、その他これらに類する活動をするため特に必要があるときは、助成その他の措置を講じるものとする。

（事業者の環境管理に関する制度の導入の推進）

第22条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業を実施する事業者が、その事業の実施にあたり、環境への負荷の低減目標を定め、その目標の達成状況を検証し、その目標を見直すことを目的とした環境管理に関する制度の導入の促進に関し必要な措置を講じるものとする。

第5章 地球環境保全の推進

（地球環境保全の推進）

第23条 市は、地球温暖化の防止、オゾン層の保護、酸性雨の調査等の地球環境保全に関する施策の推進に努めるものとする。

（地球環境保全に関する国際協力）

第24条 市は、国際機関、国、他の地方公共団体、市民及び事業者と連携し、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

資料2 桜川市環境審議会設置条例

平成 17 年 10 月 1 日

条例第 112 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、桜川市環境審議会の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議会の設置)

第 2 条 市長の諮問に応じ環境の保全に関する基本方針の策定、公害の防止対策その他環境の保全に関し必要な調査及び審議を行うため、桜川市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 30 人以内で組織し、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 民間団体の役員
- (2) 学識経験者
- (3) 事業者
- (4) 市議会議員
- (5) その他市長が適当と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

- 2 前条第 1 号及び第 2 号により委嘱された委員がその職を去ったときは、委員の資格を失うものとする。
- 3 補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長 1 人及び副会長 2 人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(特別委員会の設置)

第 7 条 審議会は、必要に応じて特別委員会を置くことができる。

- 2 特別委員会の委員は、会長が委嘱する。

3 特別委員会は、審議会から付託される事項について調査し、又は審議し、会長に報告するものとする。

(委員以外の出席)

第8条 審議会は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(報酬)

第9条 委員には、桜川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年桜川市条例第38号)の定めるところに従い報酬を支給する。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、生活環境課において処理する。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

環境基本法抜粋

(平成五年十一月十九日法律第九十一号)

最終改正：平成二〇年六月一八日法律第八三号

(市町村の環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関)

第四十四条 市町村は、その市町村の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、その市町村の条例で定めるところにより、環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

資料3 基本計画策定の経過

日 付	会議名	内 容
H21.9.10		市民・中学生・事業者の環境意識調査（アンケート）の実施
H21.9.29	市環境審議会	委嘱書交付、委員長、副委員長選出、基本計画諮問
H21.9.29	第1回策定委員会	委嘱書交付、委員長、副委員長選出、基本計画の策定方針、策定の流れについて、グループ作業内容について
H21.11.6	第2回策定委員会	「第1章桜川市のいま」の進捗状況について 環境意識調査結果について 「第3章そして未来へ」の策定方針について
H21.11.26	第3回策定委員会	「第3章そして未来へ」の検討 「第4章実現に向けて」の策定方針について
H21.12.17	第4回策定委員会	「第4章実現に向けて」の検討
H22.1.27		策定委員への基本計画素案の提出
H22.2.2	第5回策定委員会	基本計画素案の確認について 追加・修正事項の検討
H22.2.19		審議員・策定委員への基本計画案の提出
H22.3.1		パブリックコメントの実施
H22.3.26	市環境審議会	基本計画案の最終確認
H22.4.14		基本計画答申
H22.4.28	庁議	



審議会



策定委員会

資料 4 桜川市環境審議会委員名簿

役 職	氏 名	所 属 等
委員長	萩原 實	市議会議員（福祉環境常任委員）
副委員長	川田 興聖	雨引山楽法寺住職
〃	福田 良市	環境科学センター環境活動推進員
委員	風野 和視	市議会議員（福祉環境常任委員）
〃	林 悦子	市議会議員（福祉環境常任委員）
〃	横田 衛	市議会議員（福祉環境常任委員）
〃	川那子秀雄	市議会議員（福祉環境常任委員）
〃	高田 重雄	市議会議員（福祉環境常任委員）
〃	須藤 正巳	茨城県県西県民センター環境保安課課長
〃	瀧田 久男	元茨城県環境対策課
〃	石井 省三	環境省環境カウンセラー
〃	菱沼 信	地球温暖化防止活動推進員
〃	小貫 和代	桜川市くらしの会
〃	太田 町子	桜川市生活学校
〃	木村 實	桜川市水質監視員
〃	植木 和夫	桜川市不法投棄監視委員
〃	飯泉 謙司	桜川市鳥獣保護指導員
〃	阿部田隆子	茨城県女性農業士
〃	所 正康	東京電力（株）下館支社
〃	笠倉 省三	常陸プレス工業所（有）
〃	寺嶋 利夫	（有）寺嶋タイヤサービス
〃	近藤 淳一	桜川市区長会連合会長
〃	小林 武廣	桜川市校長会長
〃	川嶋 利弘	桜川市商工会長
〃	塚原 茂樹	桜川警察署長

資料 5 桜川市環境基本計画策定委員会委員名簿

グループ	氏 名	所 属 等	役 職
循環型社会 グループ	尾見 照夫	地球温暖化防止活動推進員	委員長
	片桐 みや	地球温暖化防止活動推進員	
	久保 悦子	地球温暖化防止活動推進員	
	安達 正治	桜川市不法投棄監視委員	
	島村 宣一	桜川市不法投棄監視委員	
	◎ 田口 瑞男	市職員（下水道課）	
	山形由美子	市職員（環境対策課）	
環境保全 グループ	高山 善一	桜川市水質監視員	
	和久井辰雄	桜川市水質監視員	
	市村 幸一	桜川市鳥獣保護指導員	
	田山 好一	桜川市鳥獣保護指導員	
	◎ 高松 弘行	市職員（都市整備課）	副委員長
	海老澤 久司	市職員（農林課）	
	貝藤百合子	市職員（建設課）	
環境教育 グループ	菊池 久恵	桜川市生活学校	
	竹村 昌	桜川市くらしの会	
	中原 増子	桜川市くらしの会	
	◎ 上野 誠一	市職員（環境対策課）	
	神野 広幸	市職員（商工観光課）	
	宇留野主税	市職員（文化生涯学習課）	

◎：グループ長

資料 6 用語解説

【あ行】

ISO14001

国際標準化機構（ISO）の定める「環境マネジメントシステム」に関する国際規格のこと。環境マネジメントシステムとは、組織の最高責任者が「環境方針」を定め、計画、実施及び運用、点検及び是正措置、システムの見直しを繰り返しながら継続的に改善を図り、企業などが、企業活動や製品を通じて環境に与える負荷をできるだけ減らすように配慮したシステムのことである。

アイドリング

自動車を停止させたまま、エンジンを回転させたままにすること。不必要なアイドリングを抑えることで地球温暖化の原因となる二酸化炭素の発生を抑制できる。

一酸化二窒素（N₂O）

二酸化炭素の 310 倍の温室効果を持つ気体。自動車排ガスに含まれる他、窒素肥料から生成したり、ナイロン原料の製造過程の副産物としても発生。成層圏で主に紫外線により分解され消滅。

茨城県地球温暖化防止行動計画

環境負荷の少ない持続可能な社会、温室効果ガスの削減目標を達成するため、事業者・県民と連携しながら温室効果ガスの排出源対策、森林の整備などの二酸化炭素吸収源対策、さらに環境学習の推進などの基盤的対策を総合的に推進する計画。

ウォーム・ビズ

冬のオフィスの暖房設定温度を、省エネ温度の 20℃以下に抑えるため、暖かく働きやすいビジネススタイルを採り入れること。

エコアクション 21

広範な中小企業、学校、公共機関などに対して、「環境への取り組みを効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告する」ための方法として、環境省が策定した環境マネジメントの認証・登録制度。

エコ・ショップ制度

環境に優しい商品の販売やごみの減量化・リサイクル活動に積極的に取り組む小売店舗を「エコ・ショップ」として認定する制度。エコ・ショップとして広く消費者にPRすることにより、消費者と事業者の連携のもと、循環型社会の構築に向け、環境にやさしいライフスタイルを確立することを目的とした取り組みを実施している。本市では、桜川市エコ・ショップ制度実施要綱に基づき認定を行っている。

エコドライブ

省エネルギーセンター等が推奨する省燃費運転の総称。アイドリングストップやふんわりアクセル e スタートを実践することで、10～20%の燃料消費を抑えることが出来る。

エコファーマー

環境に配慮しつつ農地の生産力を維持・増進する農業に取り組むため、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（持続農業法）」に基づいて、持続性の高い農業生産方式の導入計画を作り、県知事の認定を受けた農業者の愛称のこと。

エコマーク

「私たちの手で地球を守ろう」という気持ちを表した環境保全に役立つとみとめられている商品につけられるシンボルマーク。（財）日本環境協会が認定を行っている。再生プラスチックを利用した日用品や文具、PETボトル再生繊維を用いた衣類などがあげられる。

オゾン層

オゾンを高濃度に含んでいる地表から 20～25 km の下部成層圏にある層。紫外線波長領域の中で生物にとって有害な波長領域を吸収する働きをしている。近年、大気中に放出されたフロンなどによって、下部成層圏で波長 200～220 nm の太陽紫外線を受けて分解し、生成した塩素酸化物（C l O x）がオゾン層と反応してオゾンを減少させている。特に南極上空のオゾンの濃度が希薄化し、いわゆるオゾンホールが出現している。

温室効果・温室効果ガス

太陽光線は、大気を通過して、まず地表を暖める。熱を吸収した地表からは赤外線が大気中に放射される。大気中の二酸化炭素やメタンなどの気体が地球から放射される赤外線の一部を吸収し、地球を温室のように暖めている現象を温室効果と言い、温室効果をもたらす気体のことを温室効果ガスと言う。京都議定書では、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六ふっ化硫黄（SF₆）の 6 物質が温室効果ガスとして削減対象となっている。

【か行】

合併処理浄化槽

し尿と併わせて、台所や風呂などからからの生活雑排水も一緒に処理することのできる浄化槽。下水道と同等の処理効率を有し、し尿だけを処理する単独処理浄化槽に比べ、環境への B O D 負荷の排出は約 1/8 に抑えられる。

環境基準

環境基本法第 16 条第 1 項の規定に基づき「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として政府が定める環境保全行政上の目標をいう。現在、大気汚染、水質汚濁、騒音、土壌の汚染、地下水及びダイオキシン類に係る環境基準について定められている。

環境保全型農業

農業が有する物質循環型産業としての特質を最大限に活用し、環境への負荷をできるだけ減らしていくことをめざすタイプの農業のこと。具体的には、化学肥料や農薬に大きく依存しない、家畜ふん尿などの農業関係排出物等をリサイクル利用するなどの取り組みがあげられる。

環境ホルモン

外因性内分泌かく乱化学物質のことで、化学物質のうち、体内に取り込まれるとホルモンに似た作用やホルモンの働きを阻害する作用をし、その生物あるいはその子孫の生殖機能に深刻な障害を与えるおそれのある物質をいう。

環境マネジメントシステム

企業や団体等の組織が環境方針、目的・目標等を設定し、その達成に向けた取り組みを実施するための組織の計画・体制・プロセス等のこと。

京都議定書

地球温暖化防止のための国際会議である気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）が、1997年に京都で開催され、その時に採択された国際協定のことで、二酸化炭素などの6つの温室効果ガスの排出削減義務などを定める議定書であり、2005年2月に発効している。

クール・ビズ

夏のオフィスの冷房設定温度を、省エネ温度の28℃以上に抑えるため、涼しく効率的に働くことができるノーネクタイ・ノー上着といった軽装のビジネススタイルを採り入れること。

クリーンエネルギー

電気や熱に変えても、大気汚染物質の排出量が少ない、または排出が相対的に少ないエネルギー源のこと。自然エネルギーである太陽光、風力などがある。

グリーン購入

環境への負荷の少ない商品やサービスを優先して購入すること。省エネを意識した家電製品、低公害車、再生品、詰め替え品などの環境配慮型の製品があげられる。また、グリーン購入推進のため、平成13年4月から「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」いわゆるグリーン購入法が全面施行となっている。

グリーンマーク

古紙を再生利用した紙製品（ノート、トイレットペーパーなど）につけられたマーク。（財）古紙再生促進センターが認定を行っている。

光化学オキシダント・光化学スモッグ

大気中の窒素酸化物・炭化水素等が太陽の紫外線によって光化学反応を起こし、その結果生成されるオゾンを中心とする過酸化物の総称。このオキシダントが原因でおこる光化学スモッグは、日差しの強い夏季に多く発生し、人の目やのどを刺激することがある。

高度処理型浄化槽

窒素又はりんを除去する性能を有する合併処理浄化槽のことで、従来の合併処理浄化槽に比べ、窒素・りんについて約3倍の処理能力があり、原水の約80%除去することができる。

コー・ジェネレーションシステム

ガスタービンやガスエンジンなどにより発電を行うと同時にその廃熱を利用するシステムで、熱電供給システム、熱併給発電とも呼ばれる。通常の発電では熱効率が40%以下であるのに対し、コー・ジェネレーションでは70～80%の高い熱効率を得ることも可能である。

こどもエコクラブ

平成7年から環境庁の提唱で全国に普及した、幼児から高校生までなら誰でも参加できる環境活動を行うクラブ。本市では、環境対策課でこのクラブの募集・登録を行っている。

【さ行】

里山

自然林に対し、人為的につくられ維持されてきた林をさす言葉。雑木林なども含めて、人里や集落周辺の森林を呼ぶ。里山は、我が国の原風景、身近な自然環境として見直されており、保全や整備される動きが活発になっている。

3R（さんあーる）

「ごみを出さない」、「一度使って不要になった製品や部品を再び使う」、「出たごみはリサイクルする」という廃棄物処理やリサイクルの優先順位のこと。「リデュース（Reduce＝ごみの発生抑制）」「リユース（Reuse＝再使用）」「リサイクル（Recycle＝再資源化）」の頭文字を取ってこう呼ばれる。「リフューズ（Refuse＝ごみになる物の拒絶）」を加え4Rと呼ばれることもある。

産業廃棄物

工場、事業所における事業活動などにより生じる廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類などの20種類を指す。排出する事業者は、自らの責任で適切に処理する義務がある。

酸性雨

大気中に排出された硫黄酸化物や窒素酸化物などが大気中の水分や雨に溶け込み雨水が酸性化されたもので、通常はpHが5.6より低い場合を言う。欧米では、森林被害や建物の崩壊被害なども生じている。

自然環境保全地域

茨城県自然環境保全条例に基づき、すぐれた自然環境を保全するために指定された地域。指定された地域においては、樹木の伐採、鉱物や土石の採取などについて規制される。本市では、上野沼一帯と鴨鳥神社周辺一帯が指定されている。

自然公園

すぐれた自然環境とその景勝を保護するとともに、その適正な利用を進めることを目的として指定された地域。自然公園法に基づく国立公園・国定公園及び県立自然公園条例に基づく県立自然公園の3種類がある。本市には、水郷筑波国定公園、笠間県立自然公園、吾国愛宕県立自然公園がある。

新エネルギー

新エネルギーとは、太陽光（熱）、風力などの自然の力を利用したり、今まで使われず捨てていたエネルギーを有効に使ったりする、再生可能な地球に優しいエネルギーのうち、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量が少なく、エネルギー源の多様化に貢献するエネルギーを「新エネルギー」と呼ぶ。新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（新エネ法）では、再生可能エネルギーのうち特に導入を促進すべきエネルギー源として、太陽光発電、風力発電、バイオ

マス発電、中小規模水力発電、地熱発電、太陽熱利用、バイオマス熱利用、雪氷熱利用、温度差熱利用、バイオマス燃料製造の 10 種類が指定されている。

水源かん養

地表を流れる河川の水量や地下水が枯渇しないように補給する働き、能力をいう。河川の上流に広がる森林は雨水や雪解け水を貯え、徐々に河川水や地下水として放出することで水源かん養機能を果たしている。一方、都市化の進行等によって雨水の地下への浸透を妨げられると、水源かん養機能は低下する。

生態系

生物（植物、動物、微生物）とこれらを取り巻く非生物的要素（土壌、水、鉱物、空気など）とが物質循環やエネルギーの流れを通じて相互に作用し、一つの機能的な単位を成している複合体をいう。

ゼロエミッション

エミッションは排出物、廃棄物を指す英語で、ゼロエミッションとは「廃棄物ゼロ」という意味であり、ある企業・産業から出る廃棄物を他の企業・産業の再生資源として転換することにより、環境への負荷を一切なくすこと。

【た行】

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾパラダイオキシンとポリ塩化ジベンゾフランの総称であり、ごみの焼却等により非意図的に発生する猛毒物質のこと。

地球温暖化

19 世紀以降、化石燃料を大量に消費し、大気中の二酸化炭素などの人為的な温室効果ガス排出量が増加したため、地球の平均気温が上昇する現象のこと。地球温暖化による海面上昇や、気候変動に伴って生じる災害や食糧不足が危惧されている。

地産地消

地域生産、地域消費の略語。地域で生産された農林水産物等をその地域で消費することを意味する概念。近年、食品に対する安全・安心志向の高まりや食糧輸送等による環境負荷の軽減の意味合いで用いられている。

低公害車

従来のガソリン車やディーゼル車に比べて、窒素酸化物、二酸化炭素といった大気汚染物質の排出や騒音の発生が少ない自動車のこと。電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車があげられる。

天然記念物

動植物や地質鉱物で学術上価値の高いもののうち、国、県、市などが指定したものをいう。本市では椎尾山薬王院の境内全域のスタジイを主体とした樹叢（ジュソウ）が指定されている。

【な行】

二酸化硫黄（SO₂）

石炭や石油などの化石燃料の燃焼、硫酸の製造、金属の精錬などの事業活動や、ディーゼル自動車の排気ガスなどから発生する。二酸化硫黄は直接、あるいは粉じんに吸着するなどして人体に入り、呼吸器系に影響を与えたり、動植物や建物等にも被害を及ぼすこともある。

二酸化炭素（CO₂）

気体は炭酸ガスとも呼ばれている。-79℃で個体となる。水に溶けると炭酸となり、弱酸性を示す。炭素を含む物質の燃焼、動植物の呼吸や微生物による有機物の分解、火山活動などにより発生する。植物の光合成により酸素に分解される。

大気中にはおよそ 0.037%含まれるが、産業革命以前はおよそ 0.028%であった。二酸化炭素の増加が地球温暖化の最大の原因と推定される。

二酸化窒素（NO₂）

石油、ガス等の燃料の燃焼に伴って発生し、工場、自動車などが主な発生源である。人の呼吸器に影響を与えるだけでなく、光化学反応により光科学オキシダントを生成する原因物質の一つとなる。

燃料電池

水素と空気中の酸素を化学的に反応させて直接電気を発生させる装置のこと。電気を使う場所で発電するため送電で発生する無駄が無く、また、従来の発電方式では捨てていた、発電の際に発生する熱もお湯として利用できるため、エネルギー効率がよい。同じ量の電気と熱を使う場合、これまでより二酸化炭素の排出が少なくなる。さらに、騒音が少なく有害な排気ガスの発生もないため、環境に配慮した発電装置として注目されている。

農業集落排水施設

農業用排水や河川などの水質保全と農村生活環境の保全のため、農村集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水を処理する施設。

野焼き

廃棄物を処理することを目的として、処理基準を満たしている焼却施設を用いずに廃棄物を焼却することを言う。ドラム缶や旧式の焼却炉などでの焼却も含まれる。ただし、公益若しくは社会の慣習上止むを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が、軽微である廃棄物の焼却は該当しない。野焼きに当たらない焼却の例として、風俗習慣上又は宗教上の行事として行うもの、農業、林業等を営む上で止むを得ないもの（籾殻、稲わら、剪定枝など、ただし農業用ビニール等は焼却できない）、焚き火、キャンプファイヤー等の軽微なもの土手等の雑草の焼却、薪ストーブや薪風呂など、廃棄物処理が目的でないものがあげられる。

【は行】

バイオマス

バイオ（生物、生物資源）とマス（量）からなる言葉で再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。エネルギーになるバイオマスの種類としては、木材、海草、生ゴミ、紙、動物の死骸、ふん尿、プランクトンなど。バイオマスを燃やして出る二酸化炭素は生物の光合成により大気から吸収したものであるため、自然界の循環系の中で二酸化炭素を増加させない。→カーボンニュートラル。

ハイブリッドカー

ガソリンエンジンと電気モーターといった複数の動力源を組み合わせて走行する自動車。それぞれの動力の欠点を補完しながら駆動し、例えば減速時のエネルギーを電池等に蓄積し、加速時を主にエンジンの補助動力として再利用することで低公害性及びエネルギー利用効率を図っている。

BOD（生物化学的酸素要求量）

Biochemical Oxygen Demand の略。河川などの水の汚れ度合いを示す数値で、水中の有機物などの汚染源となる物質を微生物によって無機化あるいはガス化するときに消費される酸素量を mg/L で表したもの。数値が高いほど水中の有機汚染物質の量が多い。

p p m

Parts per million の略。p p m は、ごく微量の物質の濃度や含有率を表すのに使われ、パーセント（%）が百分の 1 の割合を指すのに対し、p p m は 100 万分の 1 を意味する。例えば、空気中 1 m^3 中に 1 cm^3 の物質が含まれているような場合、あるいは水 1 kg 中に 1 mg の物質が溶解している場合、この物質の濃度を 1 p p m という。

ビオトープ

生物を意味する B i o と場所を意味する T o p e と合成したドイツ語で、特定の生物群集が生存できるような、特定の環境条件を備えた均質な、ある限られた地域のこと。単に植物がある「緑」とは異なり、あくまでも特定の植物が生息していくことができるような生態的にみても良好な環境の空間と捉えることが特徴である。

ヒートポンプシステム

低い温度の熱源から冷媒（熱を運ぶための媒体）を介して熱を吸収することによって高い温度にする機器で、暖房・給湯等に使用されている。これは、ちょうど水を低い所から高い所に押し上げるポンプのような原理で熱を移動させるところから、この名前と呼ばれている。また、冷媒の流れを逆にすることで冷房等にも使用されている。化石燃料の燃焼で熱エネルギーを取り出すこととは異なり、熱の移動によって自然エネルギー（未利用エネルギー）から熱エネルギーを取り出す原理であることから、二酸化炭素排出削減に大きく貢献する環境に優しいシステムと言われている。

浮遊粒子状物質

大気中に気体のように長期間浮遊しているばいじん、粉じん等の微粒子のうち、粒径が $10\text{ }\mu\text{m}$ （ 1 cm の 1000 分の 1 ）以下のものをいう。

保安林

水質を浄化する水源かん養機能、土砂流出などの災害防止機能、生物多様性を保全する機能、二酸化炭素吸収源・貯蔵庫する機能など、森林法により一定の制限、義務が課せられた森林。保安林においては、立木竹の伐採等の一定の行為を行う際には、都道府県知事の許可が必要となる。

【ま行】

マイバッグ運動

買い物の際に、レジ袋を使わず、消費者が持参した袋・バッグを使用しようという運動。一人ひとりが実行できる、もっとも身近な環境保護活動の一つ。

マニフェスト（産業廃棄物管理票）

事業者が発生させた産業廃棄物の運搬や処理を産業廃棄物処理業者に委託する場合に、廃棄物の種類や数量等を明記した管理票のこと。この管理票とともに廃棄物の処理と報告を行うことを義務付けた制度のことをマニフェストシステムという。

廃棄物処理工程が記録されることにより、不適正処理や不法投棄を防ぐことを目的としている。

【や行】

有機塩素系化合物

有機塩素系化合物は、一般に炭素と塩素が直接結合した有機化合物のことをいい、一般的には生物分解が困難であり、水にあまり溶けず、油に溶けやすいため、動植物の体内に蓄積されやすいことが知られている。主に金属・機械部品などの脱脂洗浄剤やドライクリーニング用の洗剤として使用されているトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタンなどがある。

【ら行】

リサイクル型エネルギー

従来捨てられていたエネルギーを回収して利用するエネルギーのことをいう。廃棄物または廃棄物燃料等を燃焼させ、その焼却熱を直接利用したり、ボイラーで蒸気を作って発電することや河川水、下水等と大気との温度差をヒートポンプ等で取り出して、熱エネルギーとして活用するなどが例としてあげられる。

リターナブル容器

洗って繰り返し使用できる容器のこと。一升びんやビールびんが代表的である。最近では減少の傾向にあり、一回限りの使用を予定してつくられるワンウェイびんの生産が増加している。